一　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。）　その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十六万五千百五十円を超えるときは、十六万五千百五十円とする。）

二　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が七万七百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。　七万七百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が七万七百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

2　前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十六万五千百五十円」とあるのは「八万二千五百八十円」と、「七万七百九十円」とあるのは「三万五千四百円」と読み替えるものとする。

（時間外労働等改善助成金）

第二十八条　時間外労働等改善助成金は、次に掲げる中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は中小企業事業主の団体若しくはその連合団体（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主

イ　次のいずれにも該当する中小企業事業主であると都道府県労働局長（2）に規定する計画に(2)(ii)(ヘ)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。(2)において同じ。）が認定したもの

(1)　（略）

(2)　労働時間等の設定の改善に係る(i)に掲げる実施体制の整備等のための措置及び(ii)に掲げる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。

(i)　（略）

(ii)　労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

(イ)・(ロ)　（略）

(ハ)　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第二条第一項の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定

(ニ)～(ヘ)　（略）

ロ・ハ　（略）

二　（略）

一　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。）　その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十六万五千百五十円を超えるときは、十六万五千百五十円とする。）

二　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が七万七百九十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。　七万七百九十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が七万七百九十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

2　前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十六万五千百五十円」とあるのは「八万二千五百八十円」と、「七万七百九十円」とあるのは「三万五千四百円」と読み替えるものとする。

（時間外労働等改善助成金）

第二十八条　時間外労働等改善助成金は、次に掲げる中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は中小企業事業主の団体若しくはその連合団体（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主

イ　次のいずれにも該当する中小企業事業主であると都道府県労働局長（2）に規定する計画に(2)(ii)(ヘ)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。(2)において同じ。）が認定したもの

(1)　（略）

(2)　労働時間等の設定の改善に係る(i)に掲げる実施体制の整備等のための措置及び(ii)に掲げる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。

(i)　（略）

(ii)　労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

(イ)・(ロ)　（略）

(ハ)　終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置

(ニ)～(ヘ)　（略）

ロ・ハ　（略）

二　（略）